

社会福祉法人 敬愛会

介護老人福祉施設（介護予防）短期入所生活介護
特別養護老人ホーム シクラメン 運営規程
ショートステイ シクラメン

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 敬愛会が設置経営する特別養護老人ホームシクラメン（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設事業及び指定短期入所生活介護事業、指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定介護予防短期入所生活介護事業においては要支援状態にある者、指定介護老人福祉施設事業ならびに指定短期入所生活介護事業においては要介護状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定介護老人福祉施設事業においては、施設サービス計画に基づき、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事ができるようになることを目指すものとする。また、指定短期入所生活介護事業ならびに指定介護予防短期入所生活介護事業においては、短期入所生活介護計画に基づき、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活が営む事ができるようになることを求め、利用者の心身能力の維持及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目指すものとする。

この目的を達成するために、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うものとする。

2. 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| （1）名 称 | 特別養護老人ホームシクラメン（指定介護老人福祉施設事業） |
| | ショートステイシクラメン（併設型・空床型指定短期入所生活介護事業） |
| | 〃（併設型・空床型指定介護予防短期入所生活介護事業） |
| （2）所在地 | 岐阜県中津川市阿木2811番地の1 |
| （3）連絡先 | TEL 0573-63-3232 |
| | FAX 0573-63-3233 |

（従業者の職種、員数）

第4条 施設に勤務する従業者（以下、「職員」という。）は、指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業、指定介護予防短期入所生活介護事業を兼務するものとし、職種、員数は次の通りとする。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 管理者 | 1 人 |
| (2) 医師 | 1 人以上 |
| (3) 看護職員 | 3 以上 (常勤換算) |
| (4) 介護職員 | 24 以上 (常勤換算) |
| (5) 介護支援専門員 | 2 人以上 |
| (6) 生活相談員 | 2 人以上 |
| (7) 機能訓練指導員 | 1 人以上 |
| (8) 管理栄養士 | 1 人以上 |

2. 前項に定めるものの他に必要に応じその他の職員をおくことができる。

(職務の内容)

第5条 職員の職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者は、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。
- (2) 医師は、利用者の健康管理及び保健衛生指導、並びに療養上の指導を行なう。
- (3) 看護職員は、利用者に対する医師の診療の補助、利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の作成に関する業務を行う。
- (6) 生活相談員は、利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施、利用者家族の各種相談業務等を行う。
- (7) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止する為に必要なりハビリテーション等を行う。
- (8) 管理栄養士は、食事の献立作成、栄養計算、利用者の栄養ケア計画の作成及び栄養指導等を行う。

(夜間勤務)

第6条 夜間勤務は、介護職員4名以上で行うものとする。

(勤務体制の確保)

第7条 施設は利用者などに対し、適正なサービスを提供できるよう職員の体制を定めておかなければならない。

2. 施設は当該施設の職員によって施設療養を提供しなければならない。
3. 施設は職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するよう努めなければならない。

(利用定員)

第8条 施設の利用定員は以下の通りとする。

- (1) 指定介護老人福祉施設の利用定員は70名とする。
- (2) 併設型指定短期入所生活介護事業及び併設型指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は、両事業合計で10名とする。
- (3) 空床型指定短期入所生活介護事業及び空床型指定介護予防短期入所生活介護事業の利用定員は、両事業合計で指定介護老人福祉施設定員70名内の空床数とする。

(定員の遵守)

第9条 利用者の居室は、個室を16室、二人部屋を32室とする。

2. 施設は、災害等やむを得ない場合を除いて、利用定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。

(利用料)

第10条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2. 前項のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることとする。

(1) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）

(2) 食事の提供に要する費用

(3) 利用者が日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当だと認められるもの。

3. 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に契約書等の文書により説明した上で、支払に同意する旨の文書に記名捺印を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 送迎の実施地域は中津川市、恵那市とする。

(サービスの内容)

第12条 サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況及び家庭環境に応じ、施設サービス計画または短期入所生活介護計画に基づき、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況に応じた処遇を適切に行うものとする。

2. 1週間に2回以上、特殊浴槽を用いた入浴や介助等適切な方法により入浴を実施する。尚、入浴の実施にあたっては事前に健康管理を行うことし、入浴が困難な場合は清拭を実施するなど利用者の清潔保持に努める。
3. 排泄の介助にあたっては、利用者の心身の状況や排泄の状況などをもとに、自立支援を踏まえてトイレ誘導や排泄介助等について適切な方法により実施する。
4. 前各号に定めるほか、利用者の生活面での積極性を向上させるため、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活の世話を適正に行うものとする。

(食事の提供)

第13条 食事の提供は、必要なカロリー並びに栄養素に注意し、利用者の心身の状況及び嗜好合わせて献立の変化に留意するとともに、病弱者に対する献立については医師の指導を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第14条 利用者は、職員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2. 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵害すること。
- (2) 喧嘩若しくは口論をし、泥酔しまたは楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 故意に施設若しくは物品に障害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- (5) 金銭又は物品の頼み事をする事。
- (6) 施設内での秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害すること。
- (7) 無断で備品の位置、または形状を変えること。

(緊急時等の対応)

第 15 条 利用者に病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第 16 条 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送などの措置を講じ、速やかに県及び市町村、並びに利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努め、その対応について協議するものとする。

2. 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、加入する損害賠償保険により速やかに対処することとする。ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第 17 条 管理者は、災害防止と利用者の安全を図るため、別に定める防火管理規程のほか、常に災害発生等の予防に万全に期して、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 非常災害その他の突発事態が発生した場合の対応について、あらかじめ具体的対応を立て消防署に連絡し、避難、救出、消火に対する訓練を随時行い、これを職員及び利用者に徹底しておかなければならない。
- (2) 消火器、防火水槽等の消火設備及び避難設備を設けるほか、必要な警報設備を設け、定期的に点検しておかなければならない。
- (3) 定期的に室内配線、ボイラー、壁等の直接箇所の設備、点検を実施しなければならない。

(衛生管理)

第 18 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な処置を講ずるとともに、医療品及び医療器具の管理を適正に行わなければならない。

2. 利用者の生活に充てられる場所は、必要に応じ冷暖房の措置を講じるものとする。

(記録の整理)

第19条 施設は、施設及び構造設備、職員、会計、入退所の判定並びに利用者などに対する施設医療、その他サービスの提供に関する次の記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存しなければならない。また、利用者及びその家族が希望する場合は、サービス記録を閲覧させ、実費負担により複写物を交付するものとする。

1. 運営・管理に関する記録
 - (1) 業務日誌
 - (2) 職員の勤務状況、研修などに関する記録
 - (3) 月間及び年間の事業計画書及び事業実施状況表
2. 利用契約等に関する記録
 - (1) 利用及び施設の入退所の経過
 - (2) 介護保険法に基づく定期的な判定の経過及び結果
3. サービスの提供に関する記録
 - (1) 利用者等の台帳(病歴、生活歴、家族の状況などを記録したもの)
 - (2) 利用者等のケース記録
 - (3) 診察、看護、介護、機能訓練などの記録
 - (4) 診療記録など診療に関する記録
 - (5) 献立及び食事に関する記録
4. 会計経理に関する記録
5. 施設及び構造設備に関する記録

(身体拘束等)

第20条 施設は、利用者本人または他の利用者の生命及び身体を保護する為に、法人の定める身体拘束に関する指針に従い、緊急やむを得ず必要最低限の身体拘束等を行うことがある。その場合には本人、家族、各専門職で十分検討した後「緊急やむ得ない身体拘束に関する説明書」に内容を記載の上同意を得ることとし、その後経過観察記録をつけ随時再検討し改善に努める。

(虐待防止)

- 第21条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - (4) 前号までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(苦情対応)

第22条 施設は、施設の設備またはサービスに関する利用者及びその家族からの要望、苦情等に対し、法人の定める苦情対応規定に基づき対応する。

- a. 受付窓口 介護統括部長（苦情受付担当者）
 - b. 対応可能時間 年末年始を除く午前9時から午後5時まで
 - c. 対応方法 文書、面談、電話等にて
2. 利用者及びその家族は、第三者機関に苦情等を申し出ることできる。
- (1) 岐阜県運営適正化委員会（岐阜県社会福祉協議会内）
 - a. 受付窓口 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館2階
 - b. 対応可能時間 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで
 - c. 対応方法 文書、面談、電話（058-278-5136）等にて
 - (2) 中津川市役所市民福祉部福祉局介護保険課
 - a. 受付窓口 中津川市かやの木町2番5号 中津川市健康福祉会館
 - b. 対応可能時間 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで
 - c. 対応方法 文書、面談、電話（0573-66-1111）等にて
 - (3) 恵那市役所医療福祉部高齢福祉課
 - a. 受付窓口 恵那市長島町正家1丁目1番1号 恵那市役所
 - b. 対応可能時間 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで
 - c. 対応方法 文書、面談、電話（0573-26-2111）等にて

（その他運営に関する重要事項）

第23条 施設は、職員の資質の向上の為に、事業に関する適切な研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を実状に合わせ整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保持する義務を負う。
3. 職員であった者は、職員でなくなった後においても引き続き前項に定める義務を負う。
4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は契約書及び重要事項説明書によるものとする。

附 則

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から実施する

平成 17 年 10 月 1 日一部改正 施行

平成 21 年 4 月 1 日一部改正 施行

平成 23 年 6 月 1 日一部改正 施行

平成 24 年 6 月 1 日一部改正 施行

平成 25 年 5 月 1 日一部改正 施行

平成 26 年 6 月 1 日一部改正 施行

平成 27 年 6 月 1 日一部改正 施行

平成 27 年 8 月 1 日一部改正 施行

平成 28 年 6 月 1 日一部改正 施行

平成 29 年 6 月 10 日一部改正 施行

平成 30 年 6 月 1 日一部改正 施行

令和元年 6 月 1 日一部改正 施行

令和 2 年 6 月 1 日一部改正 施行

令和 3 年 6 月 1 日一部改正 施行

令和 4 年 6 月 1 日一部改正 施行